

猿沢地域まちづくり協議会 設立総会議案書

と き：平成24年3月27日（火）午後7時～

ところ：猿沢コミュニティセンター

猿沢地域まちづくり協議会設立準備会
猿沢地域まちづくり協議会

猿沢地域まちづくり協議会設立総会

日 時：平成 24 年 3 月 27 日（火）
午後 7 時～

会 場：猿沢コミュニティセンター

次 第

1 開 会

2 設立準備会長あいさつ

3 来賓紹介

4 経過報告

5 議長及び議事録署名人の選出

6 議 事

- ・第 1 号議案 猿沢地域まちづくり協議会規約（案）の承認について
- ・第 2 号議案 猿沢地域まちづくり協議会役員（案）の承認について
- ・第 3 号議案 猿沢地域まちづくり計画（案）の承認について
- ・第 4 号議案 平成 24 年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

7 議長退任

8 来賓祝辞

- ・村上市長 大滝 平正 様
- ・村上市議会議員 齋藤 信一郎 様
- ・猿沢地区区長会会長 菅井 克彦 様

9 閉 会

『猿沢地域まちづくり協議会』設立までの経過




平成 22 年

| 月 | 日 | 会議等 | 主な内容 | 参加者 |
|---|----|---------------------------|------------------------------------|------------|
| 8 | 9 | 第 2 回朝日地区地域審議会 (朝日支所) | 朝日地区の「まちづくり組織」設置に係る区域設定について審議を開始 | 朝日地区地域審議委員 |
| 8 | 20 | 市民協働のまちづくり説明会 (総合文化会館) | 市民協働のまちづくりの考え方及び朝日地区の区域設定(案)について説明 | 集落区長 |

平成 23 年

| 月 | 日 | 会議等 | 主な内容 | 参加者 |
|---|----|--|---|------------|
| 1 | 21 | 第 4 回朝日地区地域審議会 (朝日支所)  | 朝日地区の区域設定は「旧村単位の 5 地区に設定することが適切である」との意見をまとめる | 朝日地区地域審議委員 |
| 4 | 18 | 市民協働のまちづくり説明会 (総合文化会館) | 平成 23 年度から始まる市民協働のまちづくりの考え方について説明 | 集落区長 |
| 5 | 26 | 市民協働のまちづくり説明会 (総合文化会館) | 平成 23 年度から始まる市民協働のまちづくりの考え方について説明 | 集落公民館長 |
| 5 | 31 | 市民協働のまちづくり区長意見交換会 (総合文化会館) | 平成 23 年度から始まる市民協働のまちづくりの進め方及び「まちづくり組織」設立に向けた考え方について意見交換 | 集落区長 |
| 5 | 31 | 第 1 回猿沢地域まちづくり協議会設立発起人会 (朝日支所) | 猿沢地区区長会による「まちづくり組織」設立に向けた発起人会の立ち上げ(会長:猿沢区長、副会長:下中島区長) | 発起人 |
| 6 | 22 | 第 2 回猿沢地域まちづくり協議会設立発起人会 (猿沢コミュニティセンター) | 発起人会主催による「市民協働のまちづくり説明会」の開催に向け、日程及び内容について協議  | 発起人 |

| 月 | 日 | 会議等 | 主な内容 | 参加者 |
|----|----|---|---|--------------|
| 7 | 15 | 猿沢地域市民協働のまちづくり説明会 (猿沢コミュニティセンター) | 猿沢地域における市民協働のまちづくりの考え方について、地域住民と意見交換(参加者:63名)  | 発起人 地域住民 |
| 8 | 1 | 猿沢地域まちづくり通信発行(第1号) | 村上市が進める「市民協働のまちづくり」の考え方、地域説明会の様子など | 全戸配布 |
| 8 | 3 | 第3回猿沢地域まちづくり協議会設立発起人会 (猿沢コミュニティセンター) | 「(仮称)猿沢地域まちづくり協議会設立準備会」の設立、準備委員の選出方法について協議 | 発起人 |
| 9 | 2 | 第4回猿沢地域まちづくり協議会設立発起人会 (猿沢コミュニティセンター) | 「(仮称)猿沢地域まちづくり協議会設立準備会」の進め方について協議 | 発起人 |
| 9 | 26 | 猿沢地域まちづくり準備会集落代表者打合せ (猿沢コミュニティセンター)  | 「(仮称)猿沢地域まちづくり協議会設立準備会」のスケジュール、規約(案)、役員の選出方法について協議 | 準備会集落代表者 |
| 10 | 7 | 第1回猿沢地域まちづくり協議会設立準備会 (総合文化会館) | 準備会規約、スケジュール、役員の承認  | 発起人会 準備委員 |

| 月 | 日 | 会議等 | 主な内容 | 参加者 |
|----|----|--|---|---------|
| 10 | 26 | 第2回猿沢地域まちづくり協議会設立準備会 (朝日支所) | 第1回懇談会(ワークショップ形式) 「猿沢地域をどのようにしたいか」をテーマに、 まちづくりの目的(理念)について意見交換  | 準備委員 |
| 11 | 15 | 第3回猿沢地域まちづくり協議会設立準備会 (朝日支所) | 第2回懇談会(ワークショップ形式) 「猿沢地域のよいところ、気になる現状」をテーマに、 地域の現状について意見交換 | 準備委員 |
| 11 | 30 | 第4回猿沢地域まちづくり協議会設立準備会 (朝日支所)  | 第3回懇談会(ワークショップ形式) 「わたしが目指す地域の将来像」をテーマに、 実現可能な地域の将来について意見交換 | 準備委員 |
| 12 | 1 | 猿沢地域まちづくり通信発行(第2号) | 準備委員の紹介、準備会の開催状況、検討内容などを掲載 | 全戸配布 |
| 12 | 15 | 第5回猿沢地域まちづくり協議会設立準備会 (朝日支所) | 第4回懇談会(ワークショップ形式) 「将来像を実現するための具体策」をテーマに、 まちづくりの方針(方策)について意見交換  | 準備委員 |
| 12 | 26 | 猿沢地域まちづくり準備会集落代表者打合せ (みどりの里) | 今後のスケジュールについて協議 | 準備会役員ほか |

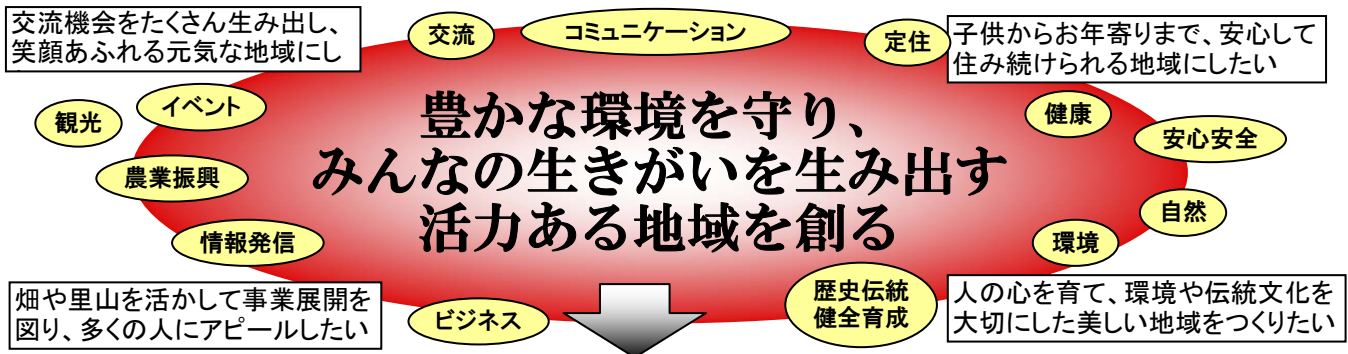
平成 24 年

| 月 | 日 | 会議等 | 主な内容 | 参加者 |
|---|----|--|---|-----------------------|
| 1 | 31 | 第 6 回猿沢地域まちづくり協議会設立準備会 (総合文化会館) | 第 5 回懇談会(ワークショップ形式) 「まちづくりの実行計画を作ろう」をテーマに、平成 24 年度事業計画を含めた概ね 10 年間のまちづくり計画について意見交換  | 準備委員 |
| 2 | 15 | 発起人及び集落代表者会議 (猿沢コミュニティセンター)  | 準備会の成果(規約、組織構成、地域まちづくり計画、平成 24 年度事業計画及び予算)、今後の日程調整、協議会役員及び総会代議員の選出方法について意見交換 | 発起人 準備会役員 |
| 2 | 21 | 第 7 回猿沢地域まちづくり協議会設立準備会 (猿沢コミュニティセンター) | 準備会の成果(規約、組織構成、地域まちづくり計画、平成 24 年度事業計画及び予算)について意見交換 | 準備委員 |
| 3 | 7 | 第 8 回猿沢地域まちづくり協議会設立準備会 (猿沢コミュニティセンター) | 総会資料、協議会規約、組織構成、地域まちづくり計画、平成 24 年度事業計画及び予算(いずれも案)の確認  | 協議会役員 |
| 3 | 27 | 猿沢地域まちづくり協議会設立総会 (猿沢コミュニティセンター) | ※協議会規約、役員、まちづくり計画、平成 24 年度事業計画及び予算(いずれも案)について審議 | 協議会役員 準備会役員 代議員 |

懇談会（ワークショップ）の成果

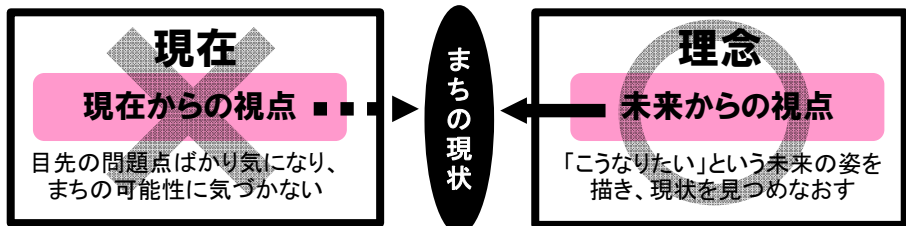
■理念設定 ～猿沢地域をどのような地域にしたいか～

第2回準備会（H23.10.26）懇談会①の意見／第3回準備会（H23.11.15）で決定



■現状把握 ～猿沢地域のよいところ、気になるところ～

第3回準備会（H23.11.15）懇談会②の意見



よいところ

- ・医療機関が近くにあり、自然災害も少ないので安心して生活できる
- ・道の駅や高速道路も整備され生活環境が良い
- ・営農組織や農産物直売所、観光農園などがあり、農業基盤が整っている
- ・高速道路が整備され、多くの人が車で訪れるようになった
- ・みどりの里周辺ではイベントや観光客などにぎやかである
- ・地域全体の敬老会、集落単位で花見などの行事を実施している
- ・各集落でスポーツクラブなどを結成している
- ・一年を通して住民同士が集える機会や場所がある
- ・あいさつを通じてコミュニケーションがとれている
- ・人情味のある住民が多く、集落に連帯感がある
- ・集落や各種団体が花を植えたり、ゴミ拾いをして美化活動を行っている
- ・自然が身近にあり、生活環境が良い
- ・山あり川あり豊かな自然がある
- ・豊かな自然からもたらされる山の恵み、川の恵み、生業がある
- ・鶯ヶ巣山や三面川など、美しい市の景観がある
- ・猿沢地域には誇り高い伝統教育がある
- ・集落にはそれぞれの歴史や伝統があり、今もなお受け継がれている
- ・歴史ある神社や石仏、町並みが残っている



気になるところ

- ・高速道路の影響で交通量が増え、国道7号線の横断に時間がかかる
- ・地元に商店などが少なくなっており、生活しにくくなってきた
- ・人が集れる大きな公園やグラウンドがない
- ・空き家が増えており、それに対する有効な策がない
- ・働く場所が少なく、若い世代が地域に住めない
- ・若い世代が少なくなり、PTA活動等によるにぎわいが少なくなった
- ・男女が出会う場や機会が少なく、結婚しない人が増えている
- ・少子高齢化が急速に進んでいる
- ・農業の担い手が不足しており、遊休農地が増えている
- ・山沿いの畑では猿の被害がでている
- ・観光施設が集中しており、猿沢以外の集落は寂しい
- ・地域全体の運動会や集落単位の行事が少なくなった
- ・趣味を活かしたり、習い事をする人が少ない
- ・集落行事に若者が参加しない
- ・世代間交流の場が少ない
- ・顔見知りでもあいさつしない人がいる
- ・川原や道路脇にゴミが捨てられている
- ・豚舎や鶏舎からの臭いがくさい
- ・歴史ある名所や旧跡を教える人が少なく、知らない人が多い
- ・子供が少なくなり、集落の伝統行事が途絶えた



- 安心安全・健康
災害が少なく、住みやすいが、国道7号線の交通量が増えてきている
- 定住
インフラ整備により生活環境は改善されてきたが、働く場所が少なく若い世代が住み続けることができない
- イベント
地域全体や集落単位で各種行事を行っているが、以前と比べて数は減ってきている
- 農業振興・情報発信・ビジネス
営農組織や環境保全の仕組みはあるが、担い手の不足と猿の被害が後を絶たない
- 観光
高速道路が整備され多くの人が車でみどりの里を訪れるようになったが、それ以外の地域は寂れている
- 交流
集落にまとまりがあり、住民のコミュニケーションは概ねとれている

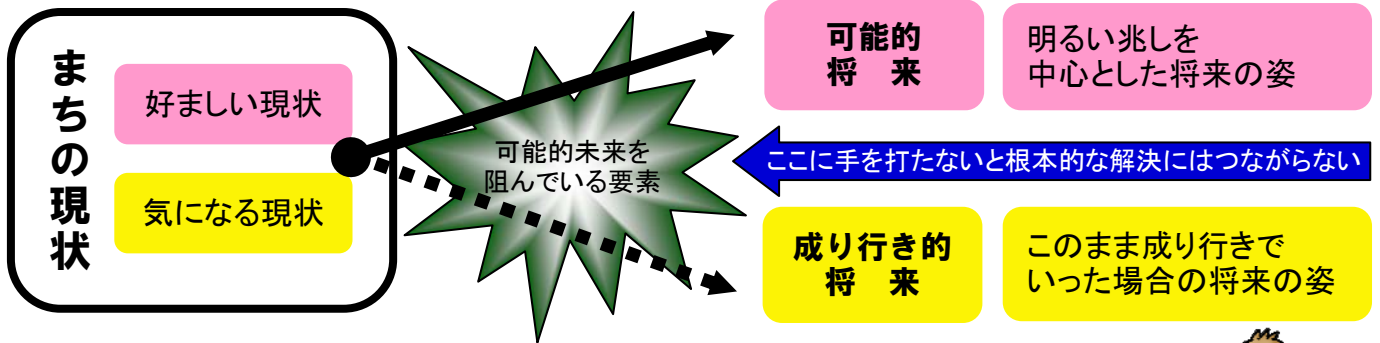
猿沢地域の現状

- コミュニティ
集落行事を計画して交流の機会をつくっているが、若い世代が参加してくれない
- 生きがい
趣味やスポーツなど生きがいを持つ人はいるが、習い事をする人が少なくなった
- 環境
美しい環境を守る活動をしている一方で、不法投棄や豚舎、鶏舎からのニオイを防ぐ手立が進んでいない
- 自然
自然の恩恵に生かされた暮らしがあり、四季の美しい景観を有している
- 歴史伝統・健全育成
歴史や伝統に裏付けられた独自の文化をみんなで守っているが、少子高齢化に伴い、保存が難しくなっている

懇談会（ワークショップ）の成果

■未来予測 ～わたしたちが目指す地域の将来像～

第4回準備会（H23.11.30）懇談会③の意見／第5回準備会（H23.12.14）で決定



「地域の将来像」から見えて来た“手の打ち所”



「住民の集える場があちこちに設置され、にぎわいと生きがい生まれている」

■住民が趣味やスポーツ活動を通じて、生きがいを感じている ■住民が集える場所が整い、交流の機会が数多く生まれている

“手の打ち所”
既存の団体・新しいグループへの支援／あつまる機会・場所の提供

「農業の新しい展開が図られて定住する若者も増え、地域全体に活気がみなぎっている」

■働く場所が増え、地域に定住する若者が増えている ■猿沢独自の農法や農産物がブランド化し、人気を博している ■郷土料理や体験型農業が定着し、地域内外との交流が活発になっている ■鳥獣被害も少なくなり、安心して野菜を作っている ■新しい農業ビジネスが生まれ、地域全体に活気がみなぎっている

“手の打ち所”
若者定住／働く場をつくる／農業の担い手／猿沢ブランド考案／郷土料理PR／体験型農業で地域内外と交流／新しいビジネスへのとりくみ、鳥獣被害の対策

「集落行事や様々な地域イベントが行われ、世代や集落を超えた交流や連帯感が深まっている」

■魅力ある集落行事が増え、住民同士の交流が深まっている ■世代や集落を超えた様々なイベントが開催され、地域住民の連帯感が生まれている

“手の打ち所”
若者の参画／集落行事の支援／地域行事の企画・実施

「地域ぐるみの美化活動が行われ、環境が著しく改善している」

■不法投棄や悪臭が少なくなり、生活環境が改善されている ■住民による美化活動が行われ、ゴミのない地域になっている

“手の打ち所”
不法投棄・悪臭の根絶／美化活動の推進

「住民同士の互いに支えあう仕組みが構築され、心身ともに健全な生活が営まれている」

■あいさつをする人が増え、老若男女が笑顔で暮らしている ■健康維持活動が盛んになり、元気でゆとりのある生活をしている ■助け合いのシステムやボランティア活動が活発になり、住民が安心して暮らしている

“手の打ち所”
あいさつの徹底／健康づくり／助け合いの仕組み／ボランティア活動

「地域の歴史文化、美しい景観が守られ、多くの人々で賑わっている」

■美しい景観が守られ、自然とふれあう人々で賑わっている ■大切な伝統文化を後世に受け継ぐ研究活動が行われ、伝統行事も復活している

“手の打ち所”
景観保護／歴史の記録／伝統行事の継続

懇談会（ワークショップ）の成果

■方法立案 ～将来像を実現するための具体策～

第5回準備会（H23.12.14）懇談会④の意見／第6回準備会（H24.1.31）で決定

地域の将来像

「住民の集える場があちこちに設置され、にぎわいと生きがい生まれてい

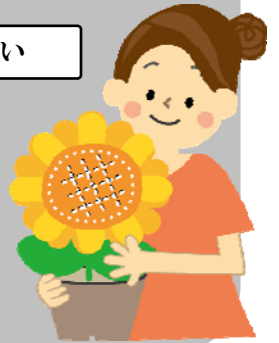
「集落行事や様々な地域イベントが行われ、世代や集落を超えた交流や連帯感が深まってい

「住民同士の互いに支えあう仕組みが構築され、心身ともに健全な生活が営まれてい

「農業の新しい展開が図られて定住する若者も増え、地域全体に活気がみなぎって

「地域ぐるみの美化活動が行われ、環境が著しく改善してい

「地域の歴史文化、美しい景観が守られ、多くの人々で賑わって



豊かな環境を守り、
みんなの生きがいを生み出す
活力ある地域を創る

方針 （まちづくりの方向性）

地域の情報発信と、集落等の支援を行い、まちづくりへの関心と積極的な参加を促す

地域全体の事業やイベントを開催し、住民同士の交流を深める

住民同士が支え合い、心身ともに健全で、安心して暮せる地域をつくる

農林業の新たな展開を図り、体験や郷土料理を通じて、自立できる地域経営の基盤をつくる

地域の歴史文化と、美しい景観・環境を守り育てる

方策 （具体的なとくみ）

- ・地域をアピールするための効果的な情報発信戦略をつくる
- ・集落行事や団体活動を支援する
- ・まちづくりの活動拠点をつくる
- ・地域の観光ボランティアを育成する

- ・地域全体の観桜会を開催する
- ・世代間交流事業を実施する
- ・伝統行事に根ざしたまつりやイベントを生み出す
- ・スポーツイベントを開催する

- ・あいさつ運動を展開する
- ・ボランティアを活発化させ、高齢者の生活を支援する。
- ・集落センター等で福祉事業を開催する
- ・健康づくりを推進する

- ・地域の特産品をつくり、新たなビジネスを展開する
- ・旬の食材や郷土料理を使って、食のイベントを開催する
- ・担い手の育成につながる農業体験イベントを開催する
- ・古民家などを利用して地域の食を提供するお店をオープンさせる

- ・地域の歴史や伝統文化を伝承するための直接的な伝達機会を持つ
- ・地域の歴史・伝統・文化を記録する
- ・地域共通の美化活動にとりくむ
- ・地域共通の木や花を植栽・管理し、景観を整備する

猿沢地域まちづくり協議会設立発起人会名簿
(平成23年5月31日～)

| No. | 役職 | 氏名 | 集落名 | 備考 |
|-----|-----|-------|-----|----------|
| 1 | 会長 | 菅井 克彦 | 猿 沢 | |
| 2 | 副会長 | 田巻 好衛 | 下中島 | (前)高橋 甚一 |
| 3 | | 佐藤 栄 | 寺 尾 | (前)佐藤 悦男 |
| 4 | | 大滝 幸次 | 宮ノ下 | |
| 5 | | 佐藤 春樹 | 鶉渡路 | (前)松田 豊治 |
| 6 | | 志田 進 | 上 野 | |
| 7 | | 小田 太一 | 川 端 | |
| 8 | | 太田 茂弘 | 桧 原 | |
| 9 | | 渡邊 正男 | 板屋越 | (前)佐藤 菊男 |

猿沢地域まちづくり協議会設立準備会 準備委員名簿
(平成23年10月7日～)

| No. | 役職 | 氏名 | 集落名 | 備考 |
|-----|-----|--------|-----|----|
| 1 | 会長 | 佐藤 和衛 | 鶉渡路 | |
| 2 | 副会長 | 鈴木 芳太郎 | 猿 沢 | |
| 3 | 副会長 | 渡邊 正男 | 板屋越 | |
| 4 | 幹事 | 齋藤 成男 | 寺 尾 | |
| 5 | 幹事 | 大滝 信市 | 宮ノ下 | |
| 6 | 幹事 | 齋藤 忠夫 | 上 野 | |
| 7 | 幹事 | 太田 勝弘 | 桧 原 | |
| 8 | 監事 | 渡邊 正夫 | 下中島 | |
| 9 | 監事 | 川村 勇 | 川 端 | |
| 10 | | 板垣 淳一 | 寺 尾 | |
| 11 | | 齋藤 恵子 | 寺 尾 | |
| 12 | | 大滝 正司 | 宮ノ下 | |
| 13 | | 石田 昭也 | 宮ノ下 | |
| 14 | | 石田 光和 | 宮ノ下 | |
| 15 | | 横山 充彦 | 下中島 | |
| 16 | | 高橋 実 | 下中島 | |
| 17 | | 佐藤 弥 | 鶉渡路 | |
| 18 | | 佐藤 利子 | 鶉渡路 | |
| 19 | | 佐藤 春樹 | 鶉渡路 | |
| 20 | | 齋藤 仁 | 上 野 | |
| 21 | | 遠山 つや子 | 上 野 | |
| 22 | | 川村 タケイ | 川 端 | |
| 23 | | 佐藤 久子 | 川 端 | |
| 24 | | 斎藤 一衛 | 猿 沢 | |
| 25 | | 小田 三栄 | 猿 沢 | |
| 26 | | 高橋 美晴 | 猿 沢 | |
| 27 | | 高橋 明子 | 猿 沢 | |
| 28 | | 太田 與平 | 桧 原 | |
| 29 | | 太田 大 | 桧 原 | |
| 30 | | 太田 貴博 | 桧 原 | |
| 31 | | 渡辺 幸吉 | 板屋越 | |
| 32 | | 佐藤 勝美 | 板屋越 | |
| 33 | | 増子 隆善 | 板屋越 | |
| 34 | | 高橋 嘉世 | 板屋越 | |

第 1 号議案

猿沢地域まちづくり協議会規約（案）の承認について

猿沢地域まちづくり協議会規約を案のとおり定めたいので承認を求めます。

平成 24 年 3 月 27 日 提出

平成 24 年 3 月 27 日 承認

猿沢地域まちづくり協議会設立準備会
会長 佐藤 和衛

猿沢地域まちづくり協議会規約

平成24年 3月27日制定

(目的)

第1条 本会は、猿沢地域の個性や課題に応じた活性化対策のために、この地域に暮す住民がお互いに知恵を出し、協力して、豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す活力ある地域の創造に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、猿沢地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、村上市岩沢5611番地、村上市朝日支所内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第5条 本会は、猿沢地域に居住する人及び事業を実施する個人若しくは法人又は地域で活動する各種団体（以下、構成員）をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 27名程度
- (5) 監事 2名

2 役員は、構成員の中から評議員会が「別表1」により選出する。

3 会長、副会長、事務局長は、役員会において選出し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会事務及び事務局を総括する。
- 4 理事は、本会の事業に参画する。
- 5 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第9条 構成員に代わって総会に出席する代議員を置く。

- 2 代議員は、役員および評議員以外の構成員から評議員会が「別表2」により選出する。
- 3 代議員は、総会において、役員会が提案する議題を審議し、議決する。
- 4 代議員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選出された代議員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会は、有識者、アドバイザー等による顧問を必要に応じて置くことができる。

- 2 顧問は、役員会において選任し、総会の承認を得るものとする。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会、評議員会及び専門部会とする。

(総会)

第12条 総会は、代議員をもって構成する本会の最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、出席代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (3) 役員、顧問及び専門部会の承認に関すること。
 - (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。

(5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数（委任状提出者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

第14条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。

- 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 3 役員会は、構成する役員のうち2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 4 役員会は、必要に応じて、評議員及び顧問の出席を求め、助言、指導等を受けることができる。

(評議員会)

第15条 評議員会は、猿沢地域の各集落区長及び顧問で構成し、本会の運営に係る助言を行うものとする。

2 評議員会は、会長又は評議員の求めに応じ、開催することができる。

(専門部会)

第16条 本会は、事業を円滑に実施するために、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の種類は、役員会において決定する。
- 3 専門部会は、役員をもって構成する。
- 4 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、会長及び監事を除く役員の中から役員会において選出する。
- 6 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 8 専門部会には、役員以外の部員を置くことができる。
- 9 役員以外の部員は、専門部会において選任し、役員会の承認を得るものとする。
- 10 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第17条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、会務及び会計を掌握する。
- 4 事務局員は、事務局長を補佐し、本会の事務及び会計事務を処理する。
- 5 事務局員は、会長が任命する。

(会計)

第18条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合においては、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収入支出をすることができる。

(監査)

第19条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の変更)

第20条 この規約は、総会において出席代議員の3分の2以上の議決を得なければ変更することはできない。

(書類及び帳簿の備付け)

第21条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第22条 本会が各種取組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第23条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年 3月27日から施行する。

別表

1. 役員の数について

- ・ 役員の数、任期が満了する直前の1月1日の住民基本台帳の人口により算出するものとし、集落毎に定数割3人、人口250人に1人の割合とする。
- ・ 監事は、人口300人以上の集落から選出することとし、猿沢1名、桧原、板屋越から交互に1名を選出する。

(平成24年1月1日現在、単位:人)

| 集落 | 世帯数 | 男 | 女 | 人口 | 定数割 | 人口割 | 役員 | 監事 |
|-----|-----|-------|-------|-------|-----|-----|----|-----|
| 寺尾 | 26 | 52 | 54 | 106 | 3 | 0 | 3 | |
| 宮ノ下 | 42 | 70 | 71 | 141 | 3 | 0 | 3 | |
| 下中島 | 20 | 34 | 27 | 61 | 3 | 0 | 3 | |
| 鵜渡路 | 71 | 113 | 135 | 248 | 3 | 0 | 3 | |
| 上野 | 69 | 102 | 126 | 228 | 3 | 0 | 3 | |
| 川端 | 26 | 41 | 39 | 80 | 3 | 0 | 3 | |
| 猿沢 | 165 | 271 | 270 | 541 | 3 | 2 | 5 | 1 |
| 桧原 | 89 | 159 | 167 | 326 | 3 | 1 | 4 | (1) |
| 板屋越 | 117 | 184 | 199 | 383 | 3 | 1 | 4 | (1) |
| | 625 | 1,026 | 1,088 | 2,114 | 27 | 4 | 31 | 2 |

2. 代議員の数について

- ・ 代議員の数、毎年1月1日の住民基本台帳の人口により算出するものとし、集落毎に定数割1人、人口50人に1人の割合とする。

(平成24年1月1日現在、単位:人)

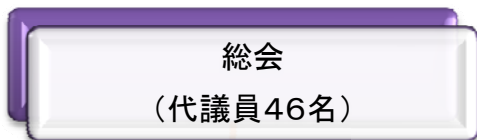
| 集落 | 世帯数 | 男 | 女 | 人口 | 定数割 | 人口割 | 代議員 |
|-----|-----|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 寺尾 | 26 | 52 | 54 | 106 | 1 | 2 | 3 |
| 宮ノ下 | 42 | 70 | 71 | 141 | 1 | 2 | 3 |
| 下中島 | 20 | 34 | 27 | 61 | 1 | 1 | 2 |
| 鵜渡路 | 71 | 113 | 135 | 248 | 1 | 4 | 5 |
| 上野 | 69 | 102 | 126 | 228 | 1 | 4 | 5 |
| 川端 | 26 | 41 | 39 | 80 | 1 | 1 | 2 |
| 猿沢 | 165 | 271 | 270 | 541 | 1 | 10 | 11 |
| 桧原 | 89 | 159 | 167 | 326 | 1 | 6 | 7 |
| 板屋越 | 117 | 184 | 199 | 383 | 1 | 7 | 8 |
| | 625 | 1,026 | 1,088 | 2,114 | 9 | 37 | 46 |

猿沢地域まちづくり協議会組織図

■ 総会(代議員制)

・構成員をもって構成される最高の議決機関

1. 代議員は、各集落から規約に定められた人数を選出する。



■ 監査

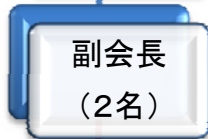
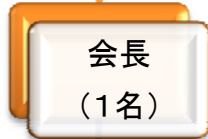
・事務及び会計監査



■ 役員会(監事を除く31名)

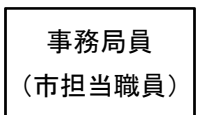
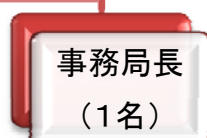
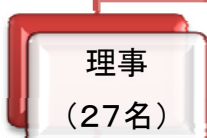
・総会に付議する事項、本会の運営に関する事項を審議

1. 役員は、各集落区長の推薦により選出し、その役職については、総会で決定する。
2. 副会長及び理事は、各専門部会長(まちづくり推進部会を除く)、副部会長を担当する。
3. 事務局長は、まちづくり推進部会長を担当する。
4. その他の理事は、専門部に所属し、参画する。



■ 事務局

・事務及び会計処理



村上市

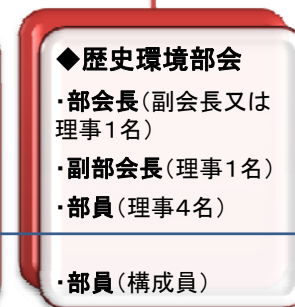
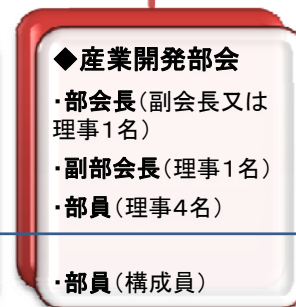
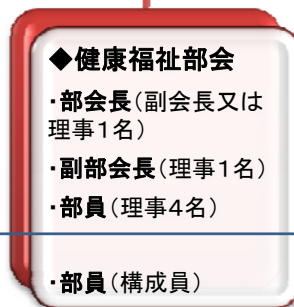
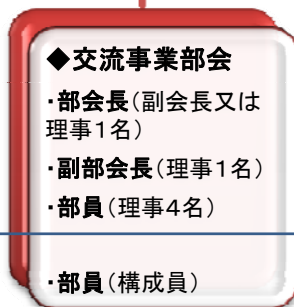
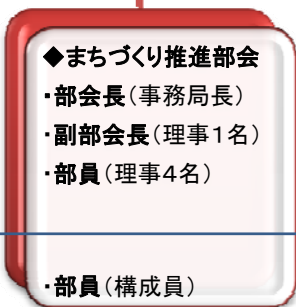
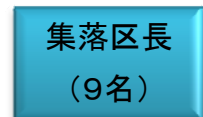
● 財政支援
(まちづくり交付金)

● 人的支援
(地域担当職員の配置)

協議会

■ 評議員会

・協議会運営にかかる助言
・役員及び代議員の推薦



猿沢地域の人口 (H24.1.1現在)

| 集落 | 世帯 | 男 | 女 | 計 |
|-----|-----|-------|-------|-------|
| 寺尾 | 26 | 42 | 54 | 106 |
| 宮ノ下 | 42 | 70 | 71 | 141 |
| 下中島 | 20 | 34 | 27 | 61 |
| 鵜渡路 | 71 | 113 | 135 | 248 |
| 上野 | 69 | 102 | 126 | 228 |
| 川端 | 26 | 41 | 39 | 80 |
| 猿沢 | 165 | 271 | 270 | 541 |
| 桧原 | 89 | 159 | 167 | 326 |
| 板屋越 | 117 | 184 | 199 | 383 |
| 計 | 625 | 1,026 | 1,088 | 2,114 |

参加・参画・評価

連携・協力

事業・支援・広報

すべての地域住民・集落(区)・集落公民館・青年会・婦人会
老人クラブ・小中学校PTA・各種団体など

第2号議案

猿沢地域まちづくり協議会役員（案）の承認について

猿沢地域まちづくり協議会役員の選出について、次のとおり承認を求めます。

平成24年3月27日 提出

平成24年3月27日 承認

猿沢地域まちづくり協議会設立準備会
会長 佐藤 和衛

| 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|-------|--------|-----|
| 会 長 | 鈴木 芳太郎 | 猿 沢 |
| 副 会 長 | 川村 タケイ | 川 端 |
| 副 会 長 | 渡辺 幸吉 | 板屋越 |
| 事務局長 | 板垣 淳一 | 寺 尾 |
| 監 事 | 高橋 俊廣 | 猿 沢 |
| 監 事 | 渡邊 哲栄 | 桧 原 |

猿沢地域まちづくり協議会 役員名簿

| No. | 役職 | 氏名 | 集落名 | 専門部会 |
|-----|------|--------|-----|-----------------|
| 1 | 会長 | 鈴木 芳太郎 | 猿 沢 | |
| 2 | 副会長 | 川村 タケイ | 川 端 | 健康福祉部（部会長） |
| 3 | 副会長 | 渡辺 幸吉 | 板屋越 | 交流事業部会（部会長） |
| 4 | 事務局長 | 板垣 淳一 | 寺 尾 | まちづくり推進部会（部会長） |
| 5 | 理 事 | 石田 光和 | 宮ノ下 | まちづくり推進部会（副部会長） |
| 6 | 理 事 | 高橋 実 | 下中島 | まちづくり推進部 |
| 7 | 理 事 | 齋藤 忠夫 | 上 野 | まちづくり推進部 |
| 8 | 理 事 | 齋藤 一衛 | 猿 沢 | まちづくり推進部 |
| 9 | 理 事 | 太田 勝弘 | 桧 原 | まちづくり推進部 |
| 10 | 理 事 | 大滝 信市 | 宮ノ下 | 交流事業部（副部会長） |
| 11 | 理 事 | 齋藤 恵子 | 寺 尾 | 交流事業部 |
| 12 | 理 事 | 横山 充彦 | 下中島 | 交流事業部 |
| 13 | 理 事 | 松田 サタ子 | 鵜渡路 | 交流事業部 |
| 14 | 理 事 | 高橋 治一 | 猿 沢 | 交流事業部 |
| 15 | 理 事 | 高橋 美晴 | 猿 沢 | 健康福祉部（副部会長） |
| 16 | 理 事 | 佐藤 幹雄 | 鵜渡路 | 健康福祉部 |
| 17 | 理 事 | 大滝 茂 | 上 野 | 健康福祉部 |
| 18 | 理 事 | 太田 吉行 | 桧 原 | 健康福祉部 |
| 19 | 理 事 | 増子 誠一 | 板屋越 | 健康福祉部 |
| 20 | 理 事 | 太田 與平 | 桧 原 | 産業開発部（部会長） |
| 21 | 理 事 | 佐藤 倉一 | 板屋越 | 産業開発部（副部会長） |
| 22 | 理 事 | 松田 利彦 | 鵜渡路 | 産業開発部 |
| 23 | 理 事 | 佐藤 久子 | 川 端 | 産業開発部 |
| 24 | 理 事 | 齋藤 彰子 | 猿 沢 | 産業開発部 |
| 25 | 理 事 | 太田 敬一 | 桧 原 | 産業開発部 |
| 26 | 理 事 | 齋藤 成男 | 寺 尾 | 歴史環境部（部会長） |
| 27 | 理 事 | 渡邊 正夫 | 下中島 | 歴史環境部（副部会長） |
| 28 | 理 事 | 大滝 正司 | 宮ノ下 | 歴史環境部 |
| 29 | 理 事 | 齋藤 宏 | 上 野 | 歴史環境部 |
| 30 | 理 事 | 川村 勇 | 川 端 | 歴史環境部 |
| 31 | 理 事 | 増子 隆善 | 板屋越 | 歴史環境部 |
| 32 | 監 事 | 高橋 俊廣 | 猿 沢 | |
| 33 | 監 事 | 渡邊 哲栄 | 桧 原 | |

第 3 号議案

猿沢地域まちづくり計画（案）の承認について

猿沢地域まちづくり計画を制定したいので、案により承認を求めます。

平成 24 年 3 月 27 日 提出

平成 24 年 3 月 27 日 承認

猿沢地域まちづくり協議会
会 長 鈴木 芳太郎

猿沢地域まちづくり計画

—まちづくりの理念—

『豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す
活力ある地域をつくる』



平成 24 年 3 月

猿沢地域まちづくり協議会

猿沢地域まちづくり計画

1 地域の特色、課題

(地理)

猿沢地域は、村上市の西部に位置し、北は男川沿いに塩野町地域と、東は高根川沿いに高根地域、三面川沿いに館腰地域と接し、西は、北から南西方向に伸びる山稜で旧村上市と接しています。地域のほぼ中央を縦貫する国道7号線沿いに宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、猿沢、桧原、板屋越の7集落、県道村上朝日線沿いに寺尾集落、県道小揚猿沢線沿いに川端集落が点在しています。



(成り立ち)

明治22年に寺尾村、宮ノ下村、下中島村、鵜渡路村、上野村の合併により「鵜渡路村」、同じく川端村、猿沢村、桧原村、板屋越村が合併して「猿沢村」が誕生しました。明治34年に両村が合併して誕生したのが、本地域の母体となる「猿沢村」です。その後は、昭和29年に館腰村、三面村、高根村、塩野町村と合併し「朝日村」、平成20年に村上市、荒川町、神林村、山北町と合併して現在の「村上市」に至ります。

(産業)

本地域の基幹産業は稲作を中心とした農業であり、古くから地域経済社会の先導的役割を担うとともに、多様な価値観の創出や独自の文化・風土の形成に大きな影響を与えてきました。近年は、農業者の高齢化や担い手不足が進行しており、集落営農等による環境保全型農業への転換期を迎えています。

(観光)

猿沢集落の東、国道7号線沿いには、市が運営する観光施設「みどりの里」があります。昭和60年の物産会館・食堂の建設を皮切りに温泉、屋根付き多目的ドーム、シルクフラワー工房、体験交流施設、宿泊施設、プール、農産物直売所など、多種多様な施設が整備されてきました。平成23年3月には日本海沿岸東北自動車道「朝日まほろばIC」が完成し、敷地内には「道の駅」も併設されていることから、今後も都市との交流、地域情報の発信拠点として期待をしています。



(交通)

鉄道が整備されていない本地域においては、国道7号線が交通の中心であり、自家用車や路線バスでの移動が主な交通手段です。しかし、路線バスの運行本数は年々減少しており、不便に感じている住民もいるのではないのでしょうか。

(人口)

人口は、昭和 30 年頃をピークに減少の一途を辿っており、少子高齢化が深刻化しています。人口減少は、空き家の増加、農地や山林の荒廃、地域扶助体制の衰退、産業や地域文化の担い手不足などのマイナス面ばかりが目立ちます。



(地域の課題と組織づくり)

市町村合併により、行政の能力向上や効率的な運営が図られるようになった半面で、市民と行政の距離が遠くなったという声も聞かれます。また、地域づくりに対する市民の要望が多様化・高度化しており、行政の公正公平に基づく画一的なやり方では対応できない、地域資源を活かしきれない可能性があります。少子高齢化、集落活動の停滞などがささやかれる今、互いを支え、支えられる共通の目的意識を持ち、集える場として、「地域の元気づくり」に繋げることを目指すために、既存の仕組みや組織を見直し、行政と市民（地域）の役割分担の明確化を行い、市民（地域）が能力を発揮できる「元気なまちづくり」の仕組みを作っていく必要があります。

このような考えに基づき、地域コミュニティの核となっている、集落の取り組みを補完し、相互の連携や各種団体などが連携しあえる場として「猿沢地域まちづくり協議会」を組織することとしました。

2 まちづくりの理念、将来像（目標年度：33年度）

猿沢地域では、地域と行政がお互いに知恵を出し合い、地域の資源などを活用して、地域の元気づくりと活力を上げていくために、まちづくりの理念と将来像を決定しました。



(理念)

『豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す活力ある地域を創る』を理念に掲げ、6つの将来像を達成するため、住民と行政が一体となり魅力ある地域を目指します。

(将来像)

- ・住民の集える場所があちこちに設置され、にぎわいと生きがいが生まれている。
- ・集落行事や様々な地域イベントが行われ、世代や集落を超えた交流や連帯感が深まっている。
- ・住民同士の互いに支えあう仕組みが構築され、心身ともに健全な生活が営まれている
- ・農業の新しい展開が図られて定住する若者も増え、地域全体に活気がみなぎっている。
- ・地域ぐるみの美化活動が行われ、環境が著しく改善している。
- ・地域の歴史文化、美しい景観が守られ、多くの人で賑わっている。

3 具体的な取組みの方向性、実施事業等（計画年度：平成 24～33 年度）

| 基本方針 | 取組みの方向性や実施する事業 |
|---|---|
| 地域情報の発信と、集落等の支援を行い、まちづくりへの関心と積極的な参加を促す | <ul style="list-style-type: none"> ・地域をアピールするための効果的な情報発信戦略をつくる ・集落行事や団体活動を支援する ・まちづくりの活動拠点をつくる ・地域の観光ボランティアを育成する |
| 地域全体の事業やイベントを開催し、住民同士の交流を深める | <ul style="list-style-type: none"> ・伝統行事に根ざしたまつりやイベントを生み出す ・世代間交流事業を実施する ・地域全体の観桜会を実施する ・スポーツイベントを開催する |
| 住民同士が支え合い、心身ともに健全で、安心して暮せる地域をつくる | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアを活発化させ、高齢者の生活を支援する ・あいさつ運動を展開する ・健康づくりを推進する ・集落センター等で福祉事業を開催する |
| 農林業の新たな展開を図り、体験や郷土料理を通じて、自立できる地域経営の基盤をつくる | <ul style="list-style-type: none"> ・旬の食材や郷土料理を使って、食のイベントを開催する ・地域の特産品をつくり、新たなビジネスを展開する ・担い手の育成につながる農業体験イベントを開催する ・古民家などを利用して地域の食を提供するお店をオープンさせる |
| 地域の歴史文化と、美しい景観・環境を守り育てる | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史や伝統・文化を記録する ・地域の歴史や伝統文化を伝承するための直接的な伝達機会を持つ ・地域共通の美化活動にとりくむ ・地域共通の木や花を植栽・管理し、景観を整備する |



4 事業計画年度（実施年度：平成 24～33 年度）

| 基本方針 | 事業項目 | 実施年度 | | | | | | | | | | | 備考 | |
|---|-------------------------------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|------|--|
| | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | | | |
| 地域情報の発信と、集落等の支援を行い、まちづくりへの関心と積極的な参加を促す | 地域をアピールするための効果的な情報発信戦略をつくる | ▶ | | | | | | | | | | | 重点実施 | |
| | 集落行事や団体活動を支援する | ▶ | | | | | | | | | | | | |
| | まちづくりの活動拠点をつくる | | ▶ | | | | | | | | | | | |
| | 地域の観光ボランティアを育成する | | ▶ | | | | | | | | | | | |
| 地域全体の事業やイベントを開催し、住民同士の交流を深める | 伝統行事に根ざしたまつりやイベントを生み出す | ▶ | | | | | | | | | | | 重点実施 | |
| | 世代間交流事業を実施する | | | | | ▶ | | | | | | | | |
| | 地域全体の観桜会を実施する | | ▶ | | | | | | | | | | | |
| | スポーツイベントを開催する | | | | | ▶ | | | | | | | | |
| 住民同士が支え合い、心身ともに健全で、安心して暮せる地域をつくる | ボランティアを活発化させ、高齢者の生活を支援する | ▶ | | | | | | | | | | | 重点実施 | |
| | あいさつ運動を展開する | ▶ | | | | | | | | | | | | |
| | 健康づくりを推進する | | | | ▶ | | | | | | | | | |
| | 集落センター等で福祉事業を開催する | | | | ▶ | | | | | | | | | |
| 農林業の新たな展開を図り、体験や郷土料理を通じて、自立できる地域経営の基盤をつくる | 旬の食材や郷土料理を使って、食のイベントを開催する | ▶ | | | | | | | | | | | 重点実施 | |
| | 地域の特産品をつくり、新たなビジネスを展開する | | | | | ▶ | | | | | | | | |
| | 担い手の育成につながる農業体験イベントを開催する | | ▶ | | | | | | | | | | | |
| | 古民家などを利用して地域の食を提供するお店をオープンさせる | | | | | | | | | ▶ | | | | |
| 地域の歴史文化と、美しい景観・環境を守り育てる | 地域の歴史や伝統・文化を記録する | ▶ | | | | | | | | | | | 重点実施 | |
| | 地域の歴史や伝統文化を伝承するための直接的な伝達機会を持つ | | ▶ | | | | | | | | | | | |
| | 地域共通の美化活動にとりくむ | ▶ | | | | | | | | | | | | |
| | 地域共通の木や花を植栽・管理し、景観を整備する | | ▶ | | | | | | | | | | | |

第 4 号議案

平成 24 年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

平成 24 年度の事業計画及び収支予算について、案により承認を求めます。

平成 24 年 3 月 27 日 提出

平成 24 年 3 月 27 日 承認

猿沢地域まちづくり協議会
会 長 鈴木 芳太郎

平成 24 年度 事業計画

| 区 分 | 事業名、取組項目 | 実施時期 | 対象・人員 | 取 組 内 容 | 備 考 |
|-----------------------------|---------------------------------------|----------|--------------------------------|-------------------------------------|-------|
| まちづくり推進部会 | (1) 地域をアピールするための効果的な情報発信戦略をつくる | | | | |
| | 地域や集落をPRするための資料づくり | 通年 | 全住民 | 各集落の魅力・情報を収集し、地域のカレンダーやPR資料などを作成する。 | |
| | 広報紙の発行 | 年4回程度 | 全住民 | 協議会活動や、集落行事等の広報紙を発行する。 | |
| | (2) 集落行事や団体活動を支援する | | | | |
| | 集落活性化支援事業 | 通年 | 集落及び団体 | 集落や団体が開催する事業へ助成金を交付する。 | |
| | (3) まちづくりの活動拠点をつくる | | | | |
| | 協議会の拠点づくり | 未定 | 未定 | 協議会活動の拠点となる施設や環境(事務室や会議室等等)を整備する。 | 次年度以降 |
| (4) 地域の観光ボランティアを育成する | | | | | |
| 観光ボランティア育成 | 未定 | 未定 | 未定 | 次年度以降 | |
| 交流事業部会 | (1) 伝統行事に根ざしたまつりやイベントを生み出す | | | | |
| | 夏まつり(盆おどり等) | 7~8月(予定) | 全住民 | 伝統行事を中心とした地域全体のまつりを開催する。 | |
| | (2) 世代間交流事業を実施する | | | | |
| | 三世代交流事業 | 未定 | 全住民 | 世代を超えた交流を目的とした事業を計画する。 | 次年度以降 |
| | (3) 地域全体の観桜会を実施する | | | | |
| 大観桜会 | 4月下旬~5月上旬 | 全住民 | 地域全体で観桜会を実施する。 | 次年度以降 | |
| (4) スポーツイベントを開催する | | | | | |
| 各種スポーツ大会 | 未定 | 全住民 | 地域住民の親睦と融和を図るため、スポーツイベントを開催する。 | 次年度以降 | |
| 健康福祉部 | (1) ボランティアを活性化させ、高齢者の生活を支援する | | | | |
| | 高齢者支援 | 通年 | 高齢者 | 高齢者のニーズに合わせたボランティア組織をつくり活動する。 | |

| 区分 | 事業名、取組項目 | 実施時期 | 対象・人員 | 取組内容 | 備考 |
|--------|-----------------------------------|------------|-------|---------------------------------|-------|
| 健康福祉部 | (2) あいさつ運動を展開する | | | | |
| | あいさつ運動 | 通年 | 全住民 | 地域ぐるみのあいさつ運動を展開する。 | |
| | (3) 健康づくりを推進する | | | | |
| | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 | 次年度以降 |
| 産業開発部会 | (1) 旬の食材や郷土料理を使って、食のイベントを開催する | | | | |
| | さるさわ地域食の陣 | 10～11月(予定) | 全住民 | 地域の食材や郷土料理をPRするイベントを開催する。 | |
| | (2) 地域の特産品をつくり、新たなビジネスを展開する | | | | |
| | 未定 | 未定 | 未定 | 地域の特産を開発し、コミュニティビジネスを展開する。 | 次年度以降 |
| 歴史環境部会 | (1) 地域の歴史や伝統・文化を記録する | | | | |
| | 神社・寺の歴史調査 | 通年 | 全住民 | 地域の神社や寺などを調査して、標示看板を作成する。 | |
| | (2) 地域の歴史や伝統文化を伝承するための直接的な伝達機会を持つ | | | | |
| | 未定 | 未定 | 未定 | 地域の歴史や伝統文化に触れたり聞いたりするイベントを開催する。 | 次年度以降 |
| 歴史環境部会 | (3) 地域共通の美化活動にとりくむ | | | | |
| | 地域一斉クリーン作戦 | 年2回程度 | 全住民 | 地域全体で一斉に美化活動を行う。 | |
| | (4) 地域共通の木や花を植栽・管理し、景観を整備する | | | | |
| | 未定 | 未定 | 未定 | 地域で統一した考えの下、木や花を植栽し、景観を整備する。 | 次年度以降 |

収 支 予 算 書

収 入

(単位：円)

| 区 分 | 本年度 | 前年度 | 比 較 | 説 明 |
|--------------|-----------|-----|-----------|-------------|
| 1 地域まちづくり交付金 | 1,481,000 | 0 | 1,481,000 | 市からの交付金(概算) |
| 2 雑収入 | 80,000 | | 80,000 | 準備会残金 |
| | | | | |
| 合 計 | 1,561,000 | 0 | 1,561,000 | |

支 出

(単位：円)

| 区 分 | 本年度 | 前年度 | 比 較 | 説 明 |
|---------------|-----------|-----|-----------|----------------|
| 1 まちづくり推進経費 | 350,000 | 0 | 350,000 | |
| 1 情報発信事業 | 150,000 | 0 | 150,000 | PR資料情報収集、広報紙発行 |
| 2 集落活性化支援事業 | 200,000 | 0 | 200,000 | 集落行事への交付金 |
| 2 交流事業経費 | 150,000 | 0 | 150,000 | |
| 1 伝統行事・イベント事業 | 150,000 | 0 | 150,000 | 伝統行事に関するイベント |
| 3 健康福祉経費 | 150,000 | 0 | 150,000 | |
| 1 高齢者支援事業 | 130,000 | 0 | 130,000 | ボランティア組織づくり |
| 2 あいさつ推進事業 | 20,000 | 0 | 20,000 | あいさつの推進 |
| 4 産業開発経費 | 150,000 | 0 | 150,000 | |
| 1 産業活性化事業 | 150,000 | 0 | 150,000 | 食に関するイベント |
| 5 歴史環境経費 | 150,000 | 0 | 150,000 | |
| 1 歴史伝統調査事業 | 100,000 | 0 | 100,000 | 歴史の調査・記録 |
| 2 環境美化事業 | 50,000 | 0 | 50,000 | クリーン作戦 |
| 6 組織運営経費 | 610,000 | 0 | 610,000 | |
| 1 報償費 | 261,000 | 0 | 261,000 | 役員等報償 |
| 2 旅費 | 100,000 | 0 | 100,000 | 視察研修等交通費 |
| 3 需用費 | 90,000 | 0 | 90,000 | 消耗品等 |
| 4 役務費 | 10,000 | 0 | 10,000 | 送料等 |
| 5 使用料及び賃借料 | 100,000 | 0 | 100,000 | 会場、車両等借上料 |
| 6 備品購入費 | 29,000 | 0 | 29,000 | デジタルカメラ1台 |
| 7 負担金 | 20,000 | 0 | 20,000 | 会議等負担金 |
| 7 予備費 | 1,000 | 0 | 1,000 | |
| | | | | |
| 合 計 | 1,561,000 | 0 | 1,561,000 | |

収支差引き残高 なし

予算の補正、流用については会長に一任する。

猿沢地域まちづくり協議会の役員等報償について

| 所属・役職等 | | 年額 | 人数 | H24予算額 | 備考 |
|--------|-------|--------|----|---------|--------------------------------------|
| 役員会 | 会長 | 10,000 | 1 | 10,000 | |
| | 副会長 | 8,000 | 2 | 16,000 | |
| | 事務局長 | 7,000 | 1 | 7,000 | |
| | 理事 | 6,000 | 27 | 162,000 | |
| 監事 | | 3,000 | 2 | 6,000 | |
| 専門部 | その他部員 | 4,000 | 15 | 60,000 | 各部3人まで |
| 評議会 | 顧問 | - | - | - | |
| | 評議員 | - | 9 | - | 各集落区長 |
| 計 | | | 57 | 261,000 | H24交付金(予定) 1,481,000円 の約 17.6% |

(参考)

- ※1 副会長、事務局長及び理事は、何れかの専門部会に所属し、部会長、副部会長、部員を担当する。
- ※2 専門部会の「その他部員」は、役員会の承認を得た場合は、各部3人まで置くことができる。

平成24年度 猿沢地域まちづくり協議会 代議員名簿

| No. | 集落名 | 氏 名 | No. | 集落名 | 氏 名 |
|-----|-----|-----------------------|-----|-----|-----------------------|
| 1 | 寺尾 | いたがき とおる 板垣 亨 | 26 | 猿沢 | たかはし ぶんや 高橋 文哉 |
| 2 | 寺尾 | さいとう たかき 齋藤 貴樹 | 27 | 猿沢 | たかはし とひろ 高橋 寿博 |
| 3 | 寺尾 | さとう みわ 佐藤 美和 | 28 | 猿沢 | たかはし しゅん 高橋 俊 |
| 4 | 宮ノ下 | たまき ぜんうえもん 玉木 善右衛門 | 29 | 猿沢 | たかはし かすみ 高橋 和美 |
| 5 | 宮ノ下 | たにい のぼる 谷井 昇 | 30 | 猿沢 | たかはし なおき 高橋 直紀 |
| 6 | 宮ノ下 | たまき いちろう 玉木 一郎 | 31 | 猿沢 | おだ みつひ 小田 光伸 |
| 7 | 下中島 | さかい さとし 坂井 了 | 32 | 桧原 | おおた ゆきお 太田 幸雄 |
| 8 | 下中島 | ごとう かつのり 後藤 勝徳 | 33 | 桧原 | おおた きゅうへい 太田 久平 |
| 9 | 鵜渡路 | さとう としこ 佐藤 利子 | 34 | 桧原 | よこい かずえい 横井 和栄 |
| 10 | 鵜渡路 | した くにとし 志田 國利 | 35 | 桧原 | おおた おさむ 太田 修 |
| 11 | 鵜渡路 | さとう まさはる 佐藤 雅晴 | 36 | 桧原 | おおた あつみ 太田 厚生 |
| 12 | 鵜渡路 | さとう しんいち 佐藤 晋一 | 37 | 桧原 | おおた たかひろ 太田 貴博 |
| 13 | 鵜渡路 | まつだ やすのり 松田 康紀 | 38 | 桧原 | おおた だい 太田 大 |
| 14 | 上野 | とやま しょうへい 遠山 庄平衛 | 39 | 板屋越 | おおたき こうじ 大滝 孝二 |
| 15 | 上野 | さいとう きよこ 齋藤 小夜子 | 40 | 板屋越 | さとう りんたろう 佐藤 林太郎 |
| 16 | 上野 | おおたき あきこ 大滝 亜紀子 | 41 | 板屋越 | おおたき ふきこ 大滝 フキ子 |
| 17 | 上野 | おおたき ひのす 大滝 英和 | 42 | 板屋越 | おおたき げんいちろう 大滝 源一郎 |
| 18 | 上野 | おがわ みちこ 小川 道子 | 43 | 板屋越 | さとう きくお 佐藤 菊男 |
| 19 | 川端 | かわむら としえい 川村 敏栄 | 44 | 板屋越 | さとう きょうこ 佐藤 恭子 |
| 20 | 川端 | さとう ただお 佐藤 忠男 | 45 | 板屋越 | おおたき ぶんひろ 大滝 文裕 |
| 21 | 猿沢 | たかはし あきこ 高橋 明子 | 46 | 板屋越 | おおたき たかひろ 大滝 貴広 |
| 22 | 猿沢 | おだ みつあ 小田 三栄 | | | |
| 23 | 猿沢 | たかはし きょうこ 高橋 京子 | | | |
| 24 | 猿沢 | すずき のぶよし 鈴木 信義 | | | |
| 25 | 猿沢 | たかはし なおたけ 高橋 直丈 | | | |
| | | | 計 | | 46 |